

令和7年度入学試験 出題趣旨・採点基準・解答例【民事訴訟法】

(A 日程)

(出題の趣旨)

- I.からIII.のいずれも、民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う問題である。
- I.は、訴状の被告への送達に関するものである。送達が有効になされた場合の効果、送達の方法、送達が無効であったために被告が訴訟に関与する機会を与えられなかつた場合の被告の救済方法について、正確に理解しているかどうかを確認する内容となっている。
- II.は、弁護士代理の原則の趣旨についての基本的な知識を確認するものである。
- III.は、前訴と後訴の訴訟物が矛盾対立する関係にある場合における既判力の消極的作用・積極的作用について、正確な理解を求めるものである。

(解答例)

以下のとおりである。

I ア 必要的 イ 訴訟係属 ウ 交付 エ 補充 オ 再審

II 当事者の利益の保護

司法の適正かつ円滑な運営の確保

III 前訴の訴訟物は、X の甲不動産についての所有権、後訴の訴訟物は、Y の甲不動産についての所有権であり、両者は一物一権主義を介して矛盾対立する関係にあるため、前訴確定判決の既判力は後訴に及ぶ。既判力の作用としては、既判力の拘束を受ける当事者が既判力の生じた判断に抵触する主張や証拠の申出をしても、裁判所はその当否の審理に入ってはならないという消極的作用と、裁判所は既判力が生じた判断を前提として後訴の裁判を行わなければならないという積極的作用とがある。本件では、既判力の消極的作用により、後訴裁判所は、売買契約書を証拠調べの対象とせず、排斥しなければならない。

(採点基準)

- II.については、2つの解答のうちいずれか1つが正解である場合には、5点を与える。
- I.からIII.のいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを採点基準とし、誤字があれば減点の対象とする。

〔B 日程〕

(出題の趣旨)

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、証明、疎明についての基本的知識を確認する問題である。

II は、形成の訴えの具体例について、確認する問題である。

III は、前訴判決の基準時後に発生した後遺症の損害賠償請求が前訴判決の既判力によっては遮断されないと考えられていることについて、その理論構成を説明してもらうことによって、既判力の時的限界とその例外について理解しているかを確認する問題である。判例、学説の理解を踏まえて、複数の理論構成について、説明することが望まれる。

(採点基準・解答例) (※解答に誤字があれば、減点の対象とする。)

I 各4点

(ア) 証明 (イ) 証明度 (ウ) 高度 (エ) 疎明 (オ) 即時

II 1つあげると4点

離婚の訴え、婚姻取消しの訴え、嫡出否認の訴え、株主総会決議取消しの訴え、行政処分取消しの訴え

III 標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうか、及び、文章の論理性、表現の的確さを評価の対象とする。

判例は、一部請求に関する判例法理を用い、前訴では交通事故による損害のうち前訴の事実審口頭弁論終結時までに生じた損害のみを請求する旨の明示があったものとして、後遺症損害については、前訴の訴訟物とは別の訴訟物となり、前訴判決の既判力が及ばないとする。学説では、後遺症の発生は前訴の事実審口頭弁論終結後であるから口頭弁論終結後の新事由になるとする理論構成、既判力の正当化根拠は当事者の手続保障であるところ、予見不可能な後遺症のように、前訴の事実審口頭弁論終結までに主張することに期待可能性のなかった事由は手續保障がないために、既判力によっては遮断されないとする理論構成などがある。

[C 日程)

(出題の趣旨)

法科大学院既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、最高裁令和2年9月11日判決・民集74巻6号1693頁の判決文を参照しながら、反訴、抗弁、弁論の分離・併合といった民事訴訟法の基本概念についての知識を有しているか、重複起訴を禁じている条文が正確に摘示できるかについて、語句補充形式で問うものである。

II は、裁判上の自白の撤回が許される場合について正確に理解しているかを問うものである。

IIIは、私文書の真正な成立についての民事訴訟法228条4項にいう「本人の押印」の意義や、事実上の推定と同項の推定を結び合わせた二段の推定と呼ばれる考え方を正確に理解しているかを確認するものである。

(解答例) 次のとおりである。

I ア 反訴、イ 抗弁、ウ 分離、エ 併合 オ 142

II ① 刑事上罰すべき他人の行為により自白した場合

② 自白の内容が真実に反し、かつ錯誤に基づく場合

III 民事訴訟法228条4項にいう「本人の押印」とは、本人の意思に基づいて印章が押捺されることをいうところ、私文書の作成名義人の印影が名義人本人の印章によるものと認められたとしても、本来、直ちにそれが本人の意思に基づいて押捺されたということはできないはずである。しかし、印章をみだりに他人に使用させることはないという経験則に基づき、その印影が本人の印章によって顕出された事実が確定された場合には、反証がない限り、その印影は名義人本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定するのが相当である。その結果、同項にいう「本人の押印」があることになるから、同項により当該私文書が真正に成立したものと推定されることになる。

(採点基準)

I からIIIのいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解し、それを表現できているかを採点基準としている。

IIIについては、文章の論理性、表現の的確さも評価の対象とする。

なお、解答に誤字があれば減点の対象とする。

〔D 日程〕

(出題の趣旨)

I は、民事訴訟における基礎的な概念の理解を確認するものである。

II は、処分権主義の具体例（条文）の理解を問うものである。

III は、判決理由中の判断に関する既判力と相殺の抗弁についての基礎的な理解を問うとともに、要点を効率的にバランス良くまとめる文章力、論理的な文章表現力が備わっているかを評価するものである。判決理由中の判断が、訴訟物を基礎づける攻撃防御方法についての判断に過ぎないことを説明し、判決理由中の判断に既判力が生じないことによる当事者・裁判所それぞれの立場での審理への影響について論じること、また、相殺の抗弁の特性の理解を示し、相殺の抗弁に関し判決理由中の判断に既判力を生じさせる理由について、論理的な説明をすることが求められる。

(採点基準・解答例) (※解答に誤字があれば、減点の対象とする。)

I 各4点

- ア 当事者能力 イ 訴訟能力 ウ 訴訟代理（訴訟上の代理、訴訟代理人、訴訟委任も可）
- エ 当事者適格 オ 訴訟担当（第三者の訴訟担当も可）（※法定訴訟担当、任意的訴訟担当のように限定した場合、2点）

II 審判対象の設定について3点、手続の終了について1つ目3点・以降2点

- ・審判対象の設定：246条（304条も可とする）
- ・訴訟の終了：261条、266条、267条、292条（275条は不可とする）

III 標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうか、及び、文章の論理性、表現の的確さを評価の対象とする

訴訟当事者が、攻撃防御方法の中から、訴訟物たる権利または法律関係の判断にとって必要・適切なものを選択し、他の争点は深くは争わないことを選択し、また、裁判所が、実体法上の論理的な順序に拘束されずに、弾力的・効率的な審理を行える方が、迅速に結論に到達できる。そのため、訴訟物を基礎づける攻撃防御方法についての判断に過ぎない判決理由中の判断には既判力が生じないのが原則である（114条1項）。

しかし、相殺の抗弁については、反対債権自体が訴訟物となり得るものである。また、反対債権の存否についての理由中の判断に既判力を認めないと、相殺により消滅した又は存在しないはずの反対債権を、被告が別訴で請求することができてしまい、反対債権を二重に使用したり、原告・裁判所が二重の審理を強いられる等の不当な結果を生じる。そのため、例外的に、反対債権の存否についての理由中の判断に既判力が認められる（114条2項）。